

受注者説明資料

長崎県土木部において、「**施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行**」に取り組むため、「**余裕期間制度を活用した工事**」を試行しますので、お知らせします。

- ①タイプ : 発注者指定方式、任意着手方式、フレックス方式の3タイプ
- ②余裕期間 : 工期の30%以内かつ60日以内
※余裕期間内は、現場代理人・主任(監理)技術者の配置不要
- ③対象 : 長崎県土木部が発注する建設工事
(対象工事は、公告、入札執行通知書、特記仕様書に明記)
- ④実施方法 : 「余裕期間制度を活用した工事試行要領」による
- ⑤その他 : 余裕期間制度の基本ルールは国土交通省基準に準じる

問い合わせ先

長崎県 土木部 建設企画課 公共工事契約指導班・技術基準班

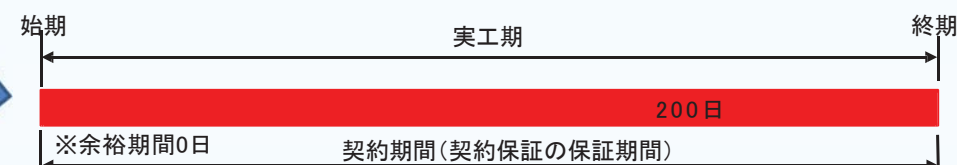
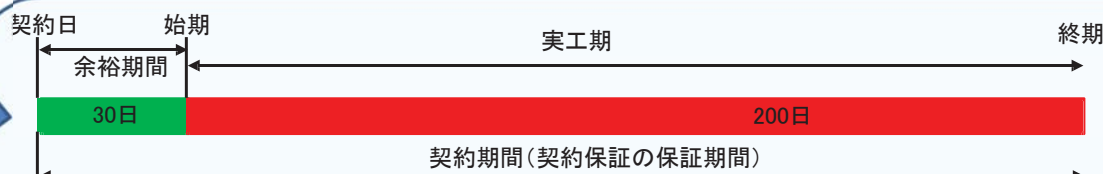
余裕期間（発注者指定方式）を設定している工事について

●余裕期間の変更は出来ません。

余裕期間内に受注者の準備が整った場合でも工事着手はできません。



どちらも不可能



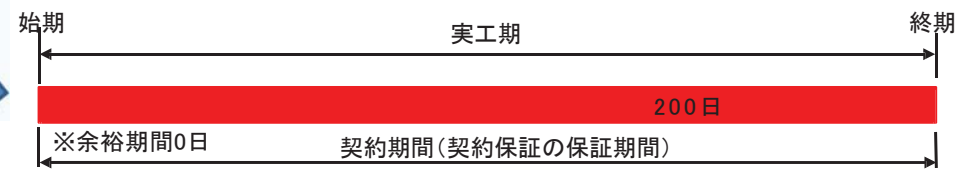
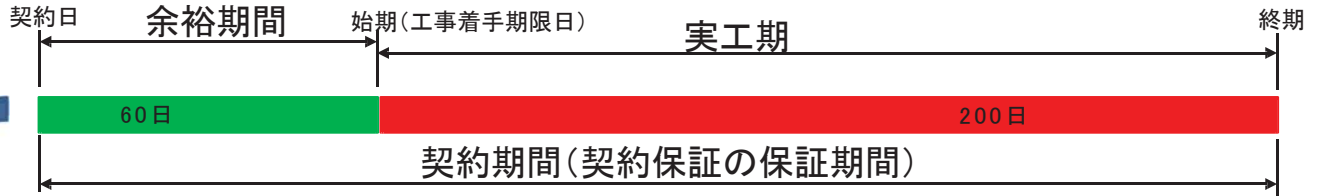
余裕期間（任意着手方式）を設定している工事について

●余裕期間の変更ができます。

- ・受注者の意向により余裕期間の短縮が可能です。
- ・工事着手期限までは、当初契約前でも、契約後でも余裕期間の変更が可能です。
- ・契約締結前に、実工期について、発注者に工期通知書を提出して下さい。

●注意事項

- ・余裕期間が変更されても実工期は変更されません。
(実工期の始期を変更すると終期も変更になります。)



どちらも可能

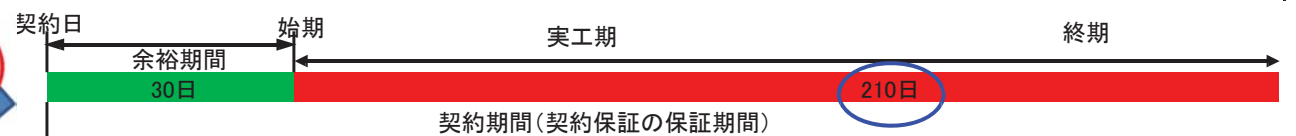
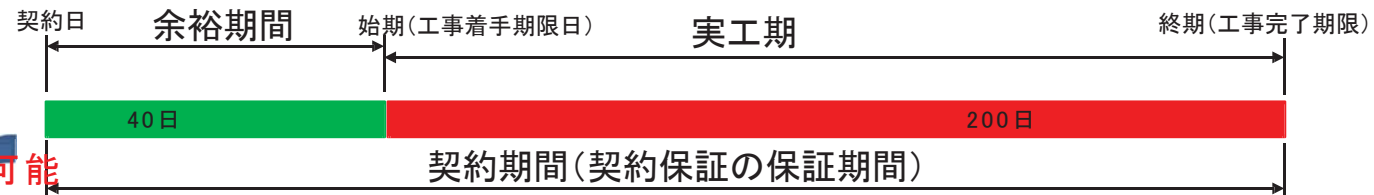
余裕期間（フレックス方式）を設定している工事について

●余裕期間及び実工期の変更ができます。

- ・受注者の意向により余裕期間の変更が可能です。
- ・受注者の意向により実工事期間の変更が可能です。
- ・契約締結前に、実工事期間について発注者に工期通知書を提出して下さい。

●注意事項

- ・実工期の終期は、発注者が指定した工事完了期限を超えて設定できません。



どちらも可能